西宮市空家等対策審議会運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、西宮市附属機関条例（平成２５年西宮市条例第３号）に規定された西宮市空家等対策審議会（以下「審議会」という。）の円滑な議事運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）に基づく特定空家等の所有者等に対する勧告又は命令等に係る措置についての審議

（２）空家等対策計画に関する協議及び審議（特別な事項）

（３）空家等に対する措置に関する助言及び審議

（臨時委員）

第３条　審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を４人まで置くことができる。地域住民、不動産関係団体役員他をもって臨時委員とする。

（会議の公開）

第４条　審議会は、西宮市参画と協働の推進に関する条例（平成２０年西宮市条例第３号）の規定により、公開とする。ただし、議決により非公開とすることができる。

２　前項に定める非公開とする場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、公開、非公開の決定は会長が審議会に諮って議決する。

（１）西宮市情報公開条例（昭和６１年西宮市条例第２２号）第６条各号に該当すると認められる事項を審議・審査するとき。

（２）公開することにより審議会の円滑かつ公正な運営に著しい支障が生じると認められるとき。

（会議の傍聴）

第５条　会議の傍聴を希望する者は、別記様式により傍聴申請書を会長に提出し、許可を受けなければならない。

２　会長は、傍聴希望者が多数ある場合は、傍聴者の人数を制限することができる。

３　傍聴者の人数を制限する場合は、希望者が傍聴可能な人数を超えたときとし、第７条に規定する課（以下「事務局」という。）において、あらかじめ、会場の状況等により人数を決め、抽選により傍聴者の人数を調整するものとする。

４　会長は、傍聴者が次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴者に退場を命ずることができる。

（１）会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき。

（２）許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき。

（３）会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき。

（４）前３号に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき。

（議事録の調製）

第６条　会長は、議事録を調製し、次に掲げる事項を記録するものとする。

（１）審議会の開催日時及び場所

（２）出席した委員の氏名

（３）審議会の内容

（４）審議会の傍聴及び議事録の公開に関する事項

（５）その他審議会において必要と認めた事項

（事務局）

第７条　審議会の事務局は、西宮市環境局環境総括室環境衛生課に置く。

（西宮市空家等対策審議会長の印）

第８条　西宮市空家等対策審議会が作成する文書が真正であることを認証することを目的として、審議会長の印（以下「印」という。）を定める。

（１）西宮市空家等対策審議会長之印

２　印の雛形、書体、及び寸法等は別表１のとおりとする。

３　印の保管及び使用（以下「管守」という。）については、別表１に定める管守者がその責任を負う。

４　管守者は、印について盗難、紛失、破損その他不正使用等を防止するための措置を採るとともに、その管理を厳重に行わなければならない。

５　印は、通常使用する場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、特別の事情によりあらかじめ管守者の承認を得たときは、この限りではない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付　則

この要綱は、平成２８年４月１日から実施する。

付　則

この要綱は、平成２８年８月１日から実施する。

別表１（第８条関係）

名称	雛形	書体	寸法（ｍｍ）	管守者
西宮市空家等対策審議会長印	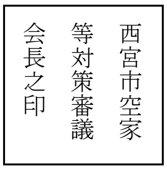 【図内文字】 西宮市空家等対策審議会長之印	てん書	21×21	環境衛生課長

西宮市空家等対策審議会

傍聴申請書

平成　　年　　月　　日

西宮市空家等対策審議会長　　様

申請者住所

申請者氏名

連絡先　電話

下記の注意事項を確認のうえ、西宮市空家等対策審議会の傍聴を申請します。

※注意事項

Ⅰ　傍聴希望者多数の場合、傍聴者を制限することがあります。

Ⅱ　次のいずれかに該当する場合は、退場を命じることがあります。

（１）会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき。

（２）許可なく、写真又はビデオ等による撮影、録音をするとき。

（３）会議の過程で会議が非公開とされた場合で、事務局の指示に従ってすみやかに退場しないとき。

（４）（１）から（３）に掲げるもののほか、会議の円滑な進行を図るため、会長が指示する事項に従わないとき。